

審 査 決 定 報 告 書

建設企業委員会

令和3年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第113号ほか6件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、12月16、17日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第114号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例

本案は、都市計画法の改正等に伴い開発等を認める条例区域から災害リスクの高いエリアを除外するとともに、区域の明確化を図るため、規定の整備を行うものであり、除外する区域における建築物の建て替えや増改築について、除外する区域に相当する面積を新たにエリア指定区域に含めること等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「条例区域の変更に当たっては、分かりやすく丁寧な周知に努められたい」、「浸水想定区域を多く含む地区では、将来の地区人口の減少が懸念されることから、地域間の格差が生じることのないよう十分留意されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第116号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例

本案は、市営新原住宅を廃止するため、規定の整備を行うものであり、建物の解体時期及び敷地内における排水管の布設状況等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第118号 水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、水道事業認可変更手続に伴い経営の基本事項として定める給水人口及び1日最大給水量を見直すため、規定の整備を行うものであり、1日最大給水量の算定根拠及び現有施設能力等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第115号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例、

議案第123号 指定管理者の指定について(児童遊園), 議案第125号 市道路線の認定及び廃止についても, 種々質疑応答を重ねた後, 採決の結果, いずれも全会一致をもって, 原案を可決すべきものと決定いたしました。

そのほか, 議案第113号 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についても, 種々質疑応答を重ねた後, 採決の結果, 賛成多数をもって, 原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第113号, 議案第114号, 議案第115号, 議案第116号, 議案第118号, 議案第123号, 議案第125号

以上, 原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和3年12月21日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

建設企業委員会

委員長 綿 引 健